東京「君が代」裁判原告団・「被処分者の会」星野です。  
  
07年度処分撤回請求・人事委員会第2回審理　傍聴者の声を送ります。  
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【2009・11・27】　　　　　都教委は「指導」の名のもとで「脅迫」を繰りかえす  
  
＊卒業式19グループ（請求人処分時　小山台、大崎、千歳丘、世田谷泉、農業、三鷹、調布北、府中、永山）  
＊証人尋問：土肥信雄三鷹高校校長、佐野幹男農業高校校長…役職は当時  
  
＊「土肥校長が、10・23通達発出時の校長たちの反応について、ピアノ伴奏を『人』でやれ、というのに驚いた、CDやテープを都が配っていたのに、専任教員に弾かせることについて、そこまでやるかと多くの校長が驚いたと証言した。  
そのことは、当然の内容とはいえ、はっきり審理の場で聞くことができて良かった。他の校長たちも素直に、このような驚きを表明してほしい。『人』でやれと言うのに驚いた、というのは、機械ではない人間に、当然備わっている『心』に対する、人間としての視線が感じられる。それを封じる10・23通達が撤回されるべき根拠は法律であろうとなかろうと、厳然と保障されるべき人間の尊厳にあるのだと、思いを新たにすることができた。

　それにしても、次に証言した、佐野幹男校長の質の悪さ！」　（原告M・I）  
  
＊「土肥信雄氏の証言は、10・23通達をめぐる都教委の校長に対する圧力、統制の実態がかなり明確に明らかにしたと思います。同時に『個別的命令なしでも卒・入学式の適正を実施できる』と繰り返し述べているように、土肥さんにとっては、卒・入の『適正実施』（＝国旗・国歌への敬礼、起立、斉唱、ピアノ伴奏）が前提となっています。一方で『10・23通達は行きすぎ』という発言と前後矛盾するところがあるように感じます。  
　校長という立場から来るのでしょうが、職員会議での挙手採決の禁止についても、校長の権限・決定権が前提で、教職員の議論を認めるという立場のように感じました。明快、率直、饒舌かつ感情表現の正直さなど、証言そのものは非常に面白く聞きましたが。」　（原告S・I）  
  
＊「土肥校長の話で、都教育委員会がいかにひどいものであることを改めて確認できました。『日の丸・君が代』以外でも教員に対する評価を、『絶対評価でやれ』としておきながら、『相対評価にしなさい』と言ってくる。都教委の言うことはどれ一 つ信用できません。」　（市民S・K）  
  
＊「こんな百面相（スマイルは除く）の都教委側代理人（法務監察課）は見たことがない。土肥先生と3人の請求人弁護士さんに対しては、眉をしかめたり、口を真一文字にしたり、眼を丸くしたり、忙しく変化した。表情を言葉にすると『この人達は一体何を言っているのだろう。』『また嫌な質問をしそうだな』『絶対に理解してやら ないぞ』『信じられないことを主張する人たちだ』『早く終わらないかな。一つにらん でやろう』・・・こんな風なこと言っているように聞こえた。一貫していたのは、全く 理解していず、心が微動もしていないことだった。都教委側弁護士の尋問の際には、この百面相は消えていた。」　（原告E・O）  
  
＊「都教委側の代理人の態度がとても悪い。眼鏡の男の人は、土肥校長の話の時はアクビをしたり、聞いているようには思えない。仕事として出ているのだから、都民 として、あのような職員は腹立たしい。きちんと話を聞くように申し入れてほしい。」　（市民）  
  
＜ヒゲメモ＞  
「対照的なお二人の校長証言。土肥校長は『教育の主体は生徒である。人類が培ったよりよい文化を継承させ、よりよい社会をつくりあげる生徒づくりが教育 である』そのためには、憲法理念の『基本的人権の尊重』『平和主義』『国民主権』の 重要性を訴える。『民主主義』を教える学校はとりわけ『言論の自由』が大切。教師の 自由がないところに、生徒の自由は育つことはできない。現在の都教委は民主主義の根底にある多様な考えを認めない、独裁である。『個別職務命令書』を出せと、6回も都教委に呼ばれ、6人の都教委職員囲まれに『指導』の名の下の『脅迫』 を受ける。 都教委に逆らう教師は徹底的にやっつける。等熱弁の証言を展開。都教委弁護士もあきらめたのか短時間で尋問を終わる。  
　次に登場の佐野農業高校校長は、都教委が言うがままの『上意下達』が全ての学校運営。『民主主義』や『人権』て何ですか、わかるかな？と私も一言問いたかった。無駄と思いつつ。」  
  
（請求人・代理人20名　傍聴者40名　心から感謝。　星野）  
  
★今後の人事委員会審理です。傍聴支援よろしくお願いします。  
　現在、東京の教育現場で一体何が起きているのかのぞいてみてください。  
　無料で大変興味のあるやりとりが見られます。。  
  
◎時間・場所（共通）　１３時３０分傍聴券配布　１４時開始　  
　　都庁第１庁舎北棟３８Ｆ　人事委審理室・都庁第１庁舎北棟３９Ｆ  
  
●１１月３０日（月）　卒１８グループ  
証人尋問、　江北高校校長、江戸川高校校長＊役職は当時  
請求人処分時の学校　向丘、北豊島工、赤羽商、江北、青井、葛飾野、江戸川　  
  
●１２月２日（水）　卒１７グループ  
証人尋問　農芸高校校長、豊多摩高校校長、羽村高校校長＊役職は当時  
請求人処分時の学校　光丘、豊多摩、農芸、羽村、上水、昭和、立川、久留米